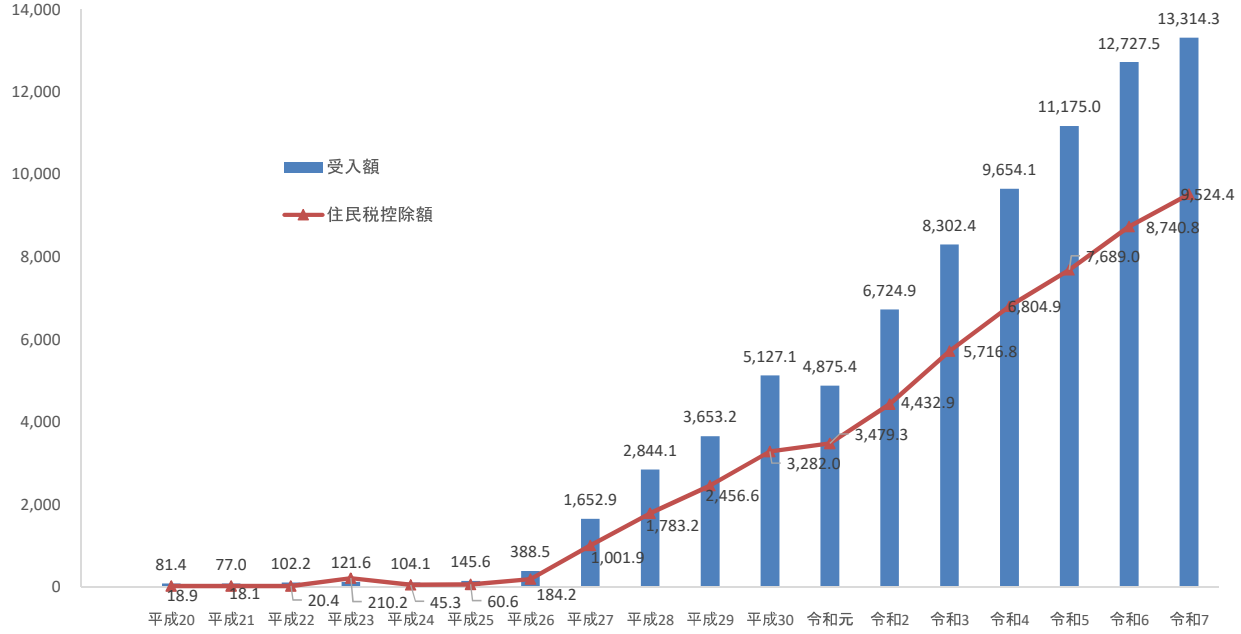
参 考 資 料

参考資料１：「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除額（全国計）

○　令和７年度の全国の受入額は約１兆3,134億円となり、増加が続いている
○　住民税控除額は、平成27年度のワンストップ特例制度導入以降大きく増加し、令和７年度寄附に係る控除額は約9,524億円となった（実際に控除される時期はその翌年度）

（単位：億円）

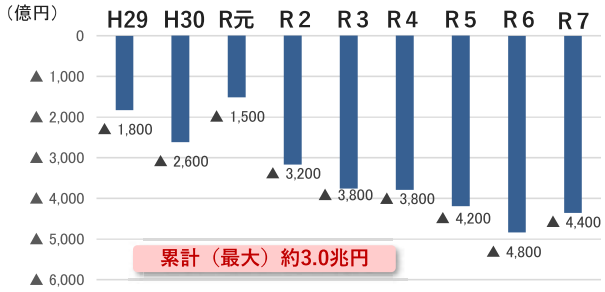


注1　総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和8年度実施）」（令和8年7月31日）から作成
　2　受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している
　3　平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある

参考資料２：「ふるさと納税」の地方交付税等に対する影響（都の試算）

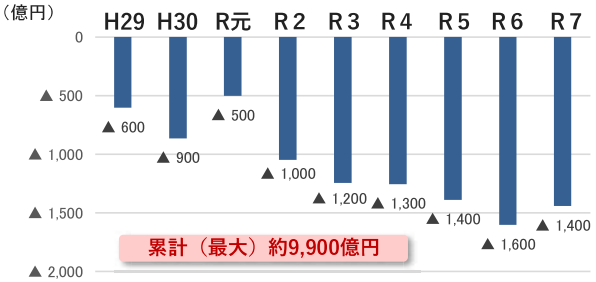
○　所得税の減収

（億円）



○　交付税原資の減少（所得税減収分の33.1%）

（億円）



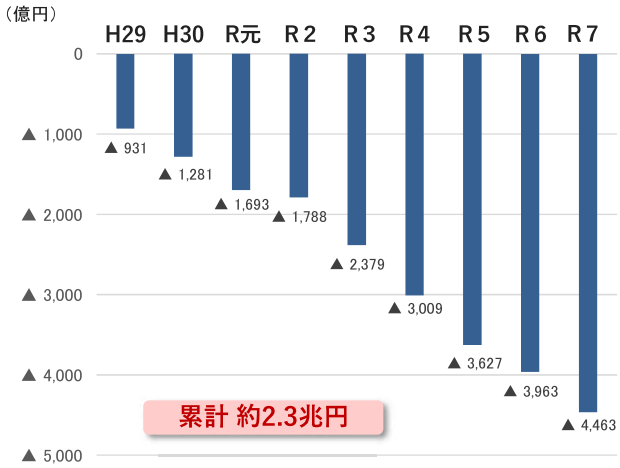
＜算出方法＞

所得税の減収額＝寄附収入総額－住民税控除額－自己負担額

※ 寄附者全員が税額控除上限額の範囲内で寄附をしたと仮定
※ 自己負担額＝2,000円×「ふるさと納税」の控除適用者数で推計
※寄附収入総額及び住民税控除額は総務省公表数値

○　交付税による補填額

（億円）



＜算出方法＞

交付税による補填額＝交付団体のふるさと納税による住民税控除額×0.75

【R7における計算例】

ふるさと納税による住民税控除額（約5,951億円）※交付団体分

75%

交付税による補填額（約4,463億円）

注　総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より試算

参考資料３：東京都における「偏在是正措置」による影響額

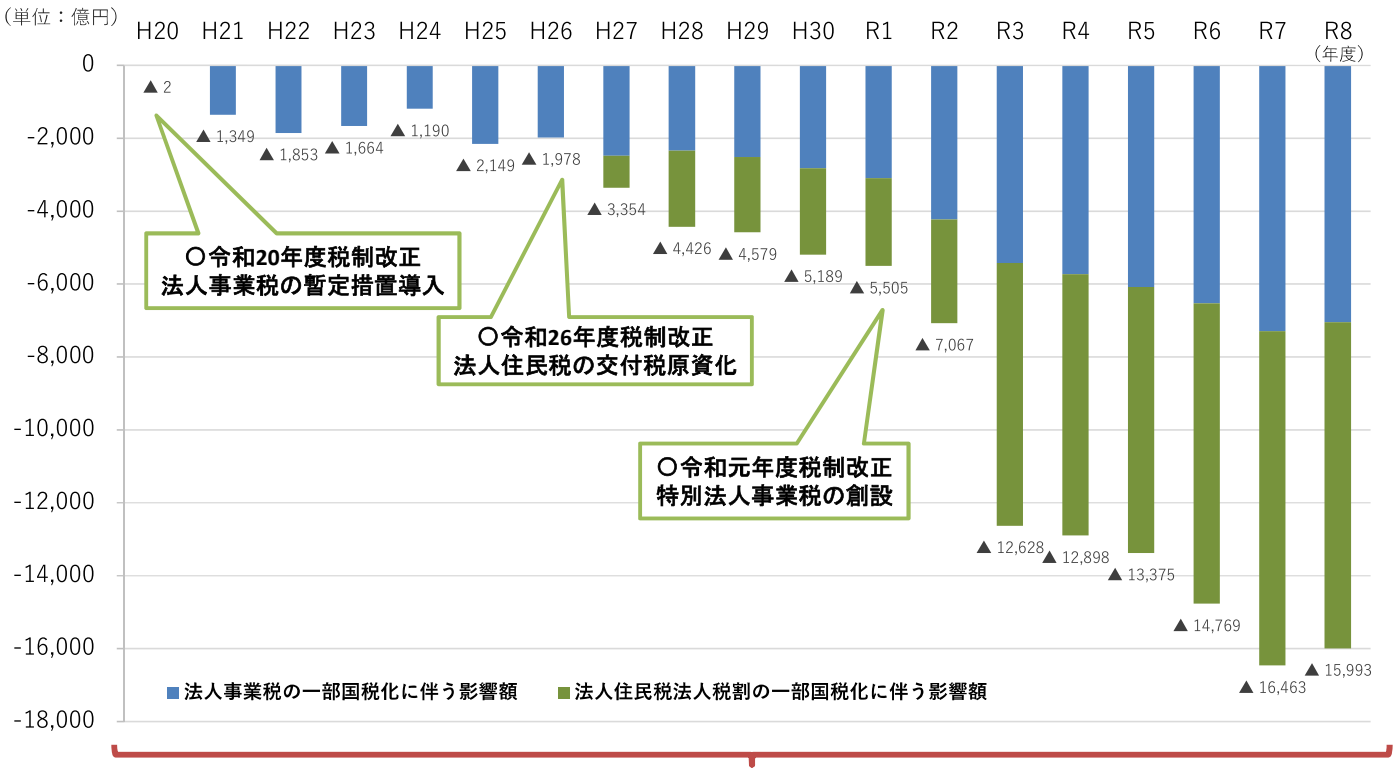
平成20年度税制改正以来の累次にわたる地方法人課税の見直し（「偏在是正措置」）により、法人住民税及び法人事業税の国税化が進められてきた。一連の「偏在是正措置」による令和８年度の影響額は、▲１兆5,993億円である。

【東京都に対する偏在是正措置と税額のイメージ（令和8年度予算の場合）】

税目	偏在是正措置により創設された税目等	影響額	概要
法人住民税	地方法人税（本来は法人住民税）：地方法人税 → 国（直接国が徴収し、地方交付税原資化）／法人住民税 → 都は不交付団体 → 法人住民税 9,664億円	▲8,750億円	法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税として地方自治体に配分（平成26年度税制改正で創設、平成28年度税制改正で拡大） ＊ 都は地方交付税の不交付団体
法人事業税	特別法人事業税（本来は法人事業税）：特別法人事業税 → 国（一度地方自治体が徴収してから、国へ納める）／法人事業税 → 法人事業税 1兆7,462億円	▲7,805億円	法人事業税（所得割・収入割）の一部を国税化（令和元年度税制改正で創設） ＊ 以前は暫定措置として「地方法人特別税」が導入されていた（平成20年度税制改正で創設・平成28年度税制改正で廃止）。仕組みは類似している。
法人事業税	特別法人事業譲与税：特別法人事業税を原資として、人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。なお、都は地方交付税の不交付団体のため、譲与額の最大75%が控除される。 → 譲与税	755億円	特別法人事業税を譲与税として都道府県に配分（令和元年度税制改正で創設）
法人事業税	法人事業税交付金	▲193億円	法人事業税の一定割合を都道府県内の市町村に配分（平成28年度税制改正で創設）

注　東京都財務局「東京都予算案の概要」（令和８年２月）等から作成

参考資料４：地方法人課税の累次の「偏在是正措置」による東京都の影響額の推移

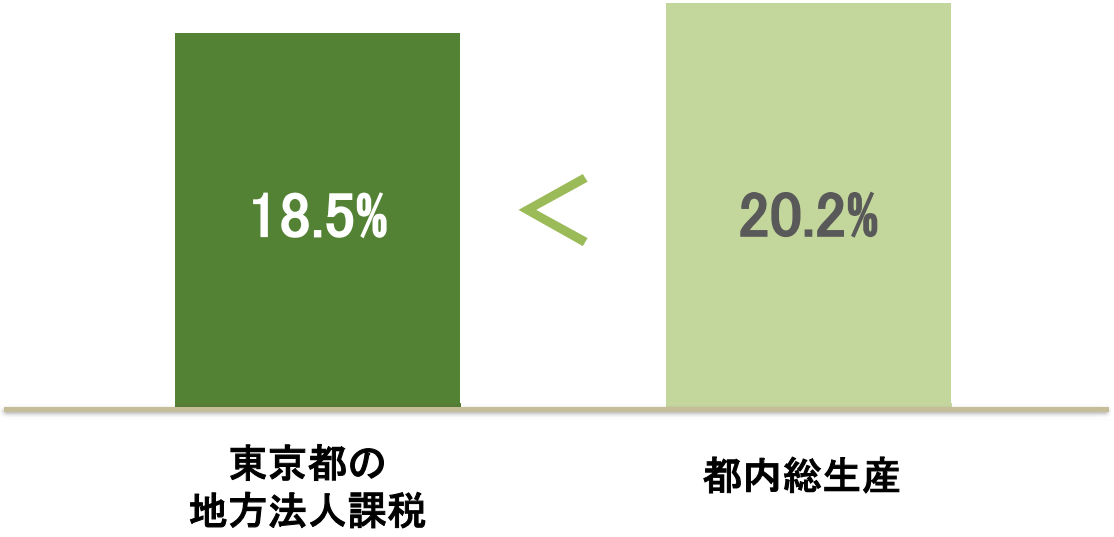


累計▲12.6兆円

注１　東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張－地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論」等より作成
　２　令和７年度までは決算額、令和８年度は当初予算額による

参考資料５：全国に占める東京都の地方法人課税に係る税収シェアと都内総生産シェアの比較

東京都の地方法人課税に係るシェア＜都内総生産のシェア



※　地方法人課税は令和元年度の税制改正の影響が平年度化したR3-R5決算の３年平均（特別法人事業譲与税及び地方法人税を原資とする地方交付税交付額相当分を含む）
※　都内総生産はH29-R3の５年平均

注　東京都「令和８年度（2026年度）東京都予算案の概要」（令和８年２月）より作成

参考資料６：個人住民税の仕組み（所得類型別）

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益（注2）	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10%	5%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県（注3）			**納税義務者の口座所在地都道府県**
令和7年度税収（注4）	14兆2,683億円	3,485億円	5,412億円	958億円

注１　総務省「第1回地方税制のあり方に関する検討会」資料より作成
　２　譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る
　３　所得割は住所地市町村にも納付
　４　税収は全国のものであり、総務省「令和7年度地方税収入決算見込額」より抜粋

参考資料７：都による個人住民税利子割に係る調査概要

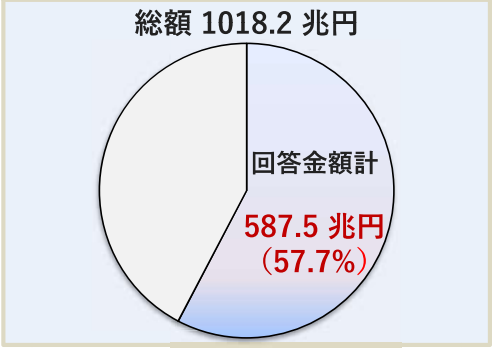
調査対象	**個人の預貯金口座を取り扱う全国の金融機関　…　1,160 社** ⇒　銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合	金融庁HP「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」の金融機関を調査対象に選定
	利子割対象の金融類似商品（保険）を取り扱う全国の金融機関　…　98 社 ⇒　生命保険会社、損害保険会社	
調査項目	**（１）個人口座の預貯金残高** ①　個人口座の預貯金残高総額（全国分） ②　①のうち、口座所有者の住所が都内の方の預貯金残高総額	・データの抽出時点は金融機関が任意で設定 ・金融機関が把握している口座所有者又は保険契約者の住所地に基づき回答
	（２）利子割対象となる金融類似商品のうち、一時払い養老保険等の解約差益 ①　解約差益総額（全国分） ②　①のうち、契約者の住所が都内の方の解約差益総額	
調査方法	インターネットフォームによる任意回答	
調査期間	令和８年５月12日～令和８年６月30日 （調査期間終了後も回答があったため、令和８年７月24日時点まで集計）	

参考資料８：都による個人住民税利子割に係る調査結果①

【回答社数・金額】

		預貯金	解約差益	合計
調査対象社数		1,160	98	1,258
回答社数（注1）		**394**	**27**	**421**
回答内訳	金額回答あり	277	5	282
	金額回答なし	100	4	104

全国の個人預貯金総額（注２）に対する回答金額の割合



注　1　「調査項目の金融商品を取り扱っていない」の回答を含む
　　2　「日本銀行資金循環統計（2026年第１四半期）」における家計の金融資産のうち、流動性預金、定期性預金の合計金額

金額回答なしの理由（インターネットフォームによる理由

- 法令に基づく調査でないため：60 件
- 口座所有者の住所地別の金額を抽出するには、システム改修が必要になるため：33 件
- その他（業務多忙等）：11件

参考資料８：都による個人住民税利子割に係る調査結果②

【都民の預貯金残高シェアと都利子割税収シェア】

		実店舗を有する金融機関	インターネット銀行（注2）	合計
預貯金残高（注1）	都民分	115.1 兆円	7.3 兆円	122.4 兆円
	全国分	557.3 兆円	30.2 兆円	587.5 兆円
	都民のシェア	20.7 %	24.2 %	20.8 %
都利子割税収シェア（R８清算基準）（注3）		17.5 %		

注　1　金融機関が任意で設定した時点での回答
　　2　実店舗を持たないインターネット専業銀行を「インターネット銀行」と定義。13行中、９行から金額の回答あり
　　3　「市町村税課税状況等の調」の個人に係る所得金額（R４～R６の３年平均）を基に算出

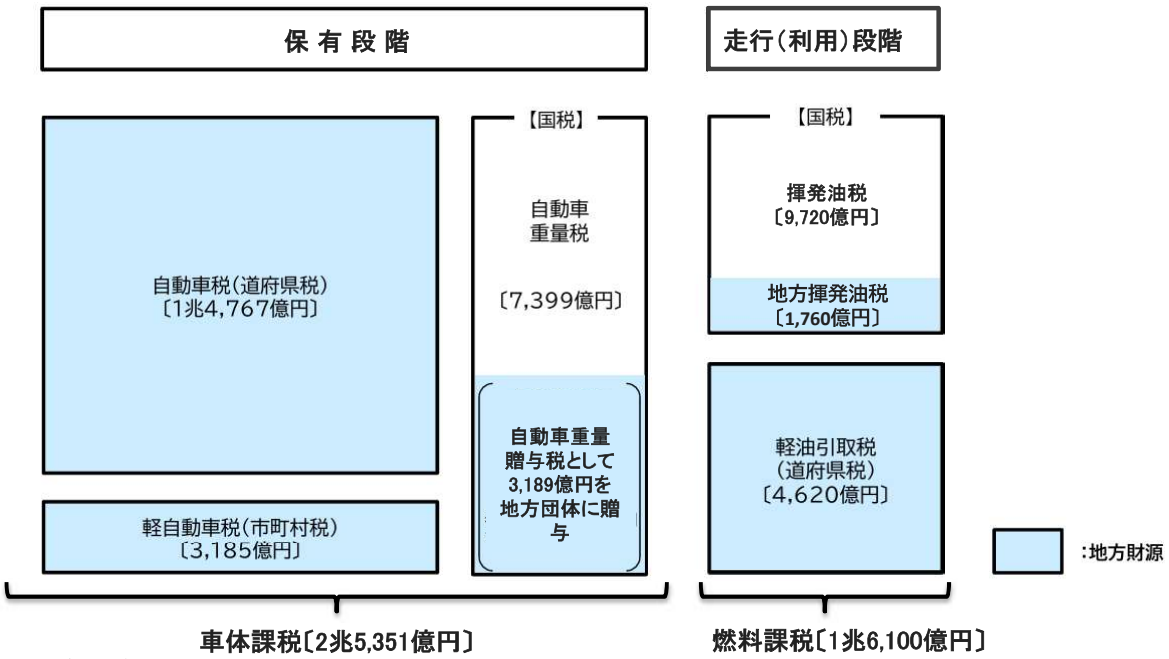
参考資料９：個人事業税における法定業種

区分	税率	事業の種類			
第１種事業（37業種）	5％	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	–
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	–
		運送業	旅館業	遊技場業	–
第２種事業（３業種）	4％	畜産業	水産業	薪炭製造業	–
第３種事業（30業種）	5％	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3％	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

注　東京都主税局HPより作成

参考資料10：自動車関連税の全体像

○　令和８年度の自動車関連税収の総額約4.1兆円のうち、地方財源は約2.8兆円（約７割）
○　車体課税約2.5兆円のうち、地方財源は約2.1兆円（８割超）
○　燃料課税約1.6兆円のうち、地方財源は約0.6兆円（約４割）



注1　総務省ホームページより作成
　2　税額について、地方税は令和8年度地方財政計画額（市町村分の財源には、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金を含む）、国税は令和8年度当初予算額により計上
　3　地方揮発油税は、全額を地方揮発油譲与税として都道府県・市町村に譲与（都道府県分922億円、市町村分838億円）
　4　自動車重量税の一部は、自動車重量譲与税として都道府県・市町村に譲与（都道府県分178億円、市町村分3,011億円）